

監査を実施した 監査委員名	加 藤 広 之 三 好 徹 織 原 正 幸 松 尾 尚
監査の種類	指定管理者監査
監査の期間	令和8年4月21日～令和8年5月26日
監査の対象団体	稔台連合町会
監査の方法	監査対象とした団体の指定管理に係る事務及び経理並びに関係部局の事務が、法令等に準拠し適正に行われているか、また、施設が適切に管理され、協定等の義務は履行されているか等を主眼において監査を行った。 監査にあたっては、関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに、関係者に説明を求める質問調査のほか必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ○指定管理者 ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。 イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 ○所管部局(市民部 市民自治課) ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。 イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。 エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

1 監査実施日

令和8年5月26日

2 監査の対象

稔台市民センターの管理に係る出納その他の事務の執行状況

(松戸市稔台7丁目1番地の5)

管理代行料 39,568,000円(令和7年度予算)

年度協定締結日 令和7年4月1日

3 指定管理内容等

(1) 指定管理者

稔台連合町会

会長 坂本 正喜

(2) 指定期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

(3) 指定方法

随意指定

(4) 業務内容

ア 施設の使用許可及び使用料の徴収に関する業務

イ 施設及び設備の維持管理(市長が定めるものを除く。)に関する業務

ウ その他市長が必要と認める業務

4 監査の結果

・指定管理者

会計経理に係る事務処理及び帳簿並びに証拠書類等は適正で、適切に運営されているものと認められた。

・所管部局

会計経理に係る事務処理及び帳簿並びに証拠書類等は適正で、適切に運営されているものと認められた。